

令和8年度

栃木県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修

実施要項

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識と技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会

3 対象者

指定福祉サービス事業者・指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業等においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年（5年）
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年（8年）
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年（5年）
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援業務の期間が同時でも可）	1年（3年）

※上記の実務経験年数で受講した場合、実践研修受講に際しOJT6か月の短縮要件には該当しませんのでご承知おきください。（ ）書きの年数がOJT6か月の対象者です。

別紙サービス管理責任者の実務要件・児童発達支援管理責任者の実務要件についてを参考にしてください。

4 日時

(1)講義 各回実施日の約4週間前からオンデマンドにて配信(予定)

(2)演習 対面

【1回目】

期日： 1日目：9月16日（水） 栃木県総合文化センター
2日目：9月17日（木） 栃木県総合文化センター

【2回目】

期日： 1日目：12月2日（水） 栃木県総合文化センター
2日目：12月3日（木） 栃木県総合文化センター

【3回目】

期日： 1日目：2月3日（水） 栃木県青年会館（コンセーレ）
2日目：2月4日（木） 栃木県青年会館（コンセーレ）

5 研修日程

「令和8年度栃木県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修時間割」のとおり。

6 申込方法

- 受講申込については、栃木県障害施設・事業協会ホームページ研修情報から仮申し込み（申し込み入力期限：5月21日）を行う。
- （1）で入力した画面を印刷し捺印した用紙及び、様式2「実務経験証明書」に必要事項を記入し、資格証等関係書類を添え、5月26日（火）必着で郵送する。（申込期限以降は、受理しませんのでご注意ください。）

【申込先】 〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ2階
特定非営利活動法人 栃木県障害施設・事業協会 担当 久保居

【受講要件に係る書類の写しの添付について】

以下の(1)～に該当する実務要件に係る書類の写しを申込期限までに提出できなかった場合、申込みを受理できないので注意して下さい。

- (1) 実務要件に資格等に関わる場合は、参考1・参考2を確認し、資格が証明できる資格証等の写しを添付すること。また、資格証等に記載の姓が現在と異なる場合は変更が確認できる公正証書原本も併せて提出して下さい。
- (2) 「相談支援従事者初任者研修」を受講した者は講義部分の受講証明書の写しを添付すること。
- (3) 保健医療・福祉・教育等の資格がなく、児童指導員任用資格にて受講される方は、高等学校の卒業証明書を必ず添付してください。
- (4) その他、必要に応じて事務局から関係書類の提出を求める場合があります。

7 受講者決定・通知

受講者の決定及び通知は、7月下旬以降、順次申込時の各法人又は事業所に「受講（可否）通知書・請求書・納付書」を送付いたします。

(※受講資格取得研修修了後の発送になります。)

8 修了証書

本研修（講義・演習）の全日程を修了した者には、特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会より基礎研修修了証書を交付します。

但し、次のような場合は、修了証書が交付されませんのでご注意ください。

- ① 研修時私語及び居眠り等受講態度が著しく不良である場合
- ② 開講時間から15分以上の途中退出の場合（遅刻・早退も含む）
- ③ 正当な理由がなく研修スタッフ・係員の指示に従わない場合
- ④ 講義課題（レポート）・演習課題が期日までに提出されなかった場合
- ⑤ 受講料が納入期限までに納入されなかった場合

9 受講料 30,000円

※振り込みされた受講料につきましては、いかなる理由があろうとも返金いたしません。

10 注意事項

- (1) 募集定員を超えた場合は、栃木県内の指定福祉サービス事業者・指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者等においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置しようとする者を優先させていただきます。
申込みの際、各施設・事業所の優先順位等を参考に受講人数を調整致します。
尚、要件緩和での受講者、個人での申し込みの場合は優先順位が低くなりますのでご了承下さい。
県外からの申し込みは、受け付けておりません。
- (2) 受講決定の通知時に「受講証」及び「受講に当たっての注意事項」等を郵送しますので、必ず確認の上受講に向けた準備をして下さい。
- (3) 申込みに際して質問がある場合は、原則 FAX 又はメールにて問い合わせください。電話での回答は致しません。
- (4) 申込書及び添付書類に不備がある場合は、受講不可となりますのでご注意ください。
- (5) 申込時に記入いただいた個人情報、研修実施に必要な連絡や、修了者名簿に用いる以外の目的には使用いたしません。
- (6) 料金不足で郵送されてきた申込書・レポート（課題）等の受け取りは拒否いたします。
- (7) 送付いただいた申し込み等関係書類の返却は致しません。
- (8) 郵送は、追跡等ができるレターパック等での郵送が望ましい。

11 問合せ先

特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会 事務局 担当：久保居
〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2階
TEL028-678-2943 FAX028-612-1902
E-mail : kensyu@tochigi-chiteki.org